入札時における見積内訳明細書の取扱要領　新旧対照表

新	旧
１～７　略 **８　建設工事に係る労務費ダンピング調査** 入札執行者は、予定価格が５千万円以上で競争入札を実施する建設工事にあっては、労務費ダンピング調査を実施する。 (1)調査方法 落札者が見積もった直接工事費(電子入札システムに入力された内訳金額と見積内訳明細書の金額が異なるときは、電子入札システムに入力された内訳金額により算定する。)が一定水準以上であるかを確認する。 (2)一定水準 調査の基準となる一定水準は、秋田県低入札価格調査取扱実施要領(平成９年８月８日監－１３９７)第２条第１項第１号イに規定する「直接工事費の額に 10 分の 9.7 を乗じて得た額」とする。なお、算出された金額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。 (3)一定水準を下回った場合 ①　落札者が見積もった直接工事費が一定水準を下回った場合、入札執行者は、様式２により、当該落札者に対し理由書の提出を求めるものとする。 この場合において、落札者は発注者が指定する日までに様式３の理由書を提出しなければならない。 ②　入札執行者は落札者から理由書の提出があったときは、その理由が一定水準を下回ったことについて合理的な理由があるかを確認するものとする。 ③　入札執行者は確認の結果、合理的な理由があると認められない場合、又は指定する日までに理由書の提出が無い場合は	１～７　略 ８　新設

落札者に対し様式４により必要な改善を要請すると共に、様式５により建設政策課長に報告するものとする。 ④　報告を受けた建設政策課長は、様式６により国土交通省東北地方整備局の建設Ｇメンに通報を行うものとする。 (4)労務費ダンピング調査の省略 秋田県低入札価格調査取扱実施要領第３条第５項に規定する詳細調査を経て落札者となった場合は労務費ダンピング調査を省略する。 (5)労務費ダンピング調査において、この要領に定めのない事項は、国土交通省がまとめた「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン」を参考とする。	
９　入札参加者に対する周知 略	**８　入札参加者に対する周知** 略
１０　その他 略	**９　その他** 略

附　則

この通知は令和８年１２月１日から施行する。

様式１　略 様式２（８（３）①関係） 文　書　番　号 令和　年　月　日 （落札者）　様 入札執行者 （公印省略） 労務費ダンピング調査に係る理由書の提出について 貴社が落札者となった下記工事について、提出された見積内訳明細書の直接工事費が一定水準を下回っているため、その理由について下記の提出期限まで理由書を提出してください。 工　事　名： 工事番号： 提出期限：	様式１　略 様式２　新設

様式３（８（３）①関係）

令和　　年　　月　　日

（あて先）
入札執行者

住　　所
商号又は名称
代　表　者　名

理　由　書

下記工事について、当該労務費で入札した理由は、以下のとおりです。

工事名	
工事番号	
理由	

様式３　新設

様式４（８（３）③関係）

文　書　番　号
令和　年　月　日

（落札者）　様

入札執行者
（公印省略）

労務費ダンピング調査の結果に基づく要請

下記工事における労務費ダンピング調査の結果、十分な労務費を考慮した入札を行ったと判断できる合理的な理由が認められませんでした。貴社においては、建設業法及び関係法令を遵守するとともに、下記事項について改善措置を講じるよう、要請します。

工　事　名：

工事番号：

指摘事項	見積内訳明細書に記載された直接工事費（労務費）が適正な賃金を支 払うために不十分と思われたため、その理由を確認した結果、合理的な理由を示さなかった。
要請事項	以降の入札においては合理的な理由なく労務費を削減しないこと。

様式４　新設

様式５（８（３）③関係）

文　書　番　号
令和　年　月　日

建設政策課長　あて

入札執行者
（公印省略）

労務費ダンピング調査の結果について（報告）

下記工事の入札に関する労務費ダンピング調査の結果、十分な労務費を考慮した入札を行ったと判断できる合理的な理由が認められませんでしたので報告します。

１　工事名
２　工事番号
３　落札者
　住所又は所在地
　商号又は名称
　建設業許可番号
４　開札日
５　添付資料
・労務費ダンピング調査に係る理由書の提出について（様式２）
・理由書（様式３）
・労務費ダンピング調査の結果に基づく要請（様式４）
・金入設計書
・低入札調査基準価格（最低制限価格）算定シート
・入札書
・見積内訳明細書

様式５　新設

様式６（８（３）④関係）

文　書　番　号
令和　年　月　日

国土交通省東北地方整備局
建政部　建設産業課長　様

秋田県建設部建設政策課長
（公印省略）

労務費ダンピング調査の結果について（報告）

本県が発注する下記工事の入札に関する労務費ダンピング調査の結果、十分な労務費を考慮した入札を行ったと判断できる合理的な理由が認められませんでしたので報告します。

入札参加者の商号又は名称	
主たる営業所の所在地	
代表者の氏名	
建設業の許可番号	
工事名	
入札日	
応札率	
理由の確認の結果	
公告時の現場説明書や特記仕様書、質問書（回答含む）	
労務費ダンピング調査における「一定水準」の考え方	
金入設計書	
落札者提出の内訳書	

（別紙１，２）　略

様式６　新設

（別紙１，２）　略